

北魏の均田制をめぐって

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2235330>

出版情報 : 史淵. 108, pp.49-81, 1972-08-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

北魏の均田制をめぐる

越智重明

はしがき

北朝の均田制については旧来数多くの研究が発表され、随分こまかい点までが議論されている。しかし、問題が大きく、またそれが北朝史の全体像にかかわっているため、史料がごく限られていることも関係して、理解がかえって多様になってきたともいえる。

ところで、北朝では均田制が施行されたにしても、そこに豪族が依然として広大な田土をもっていたことが考えられる。これは均田制の理解を進めて行くうえで無視できぬところであろう。こうした観点から北魏の均田制の規定をふりかえると、そこには豪族のもつ私有地が、均田制につつまこまれながら、しかも実質的にはそのまま残りえるような「抜け道」が初めからあったこと、少なくともその制定時にはあったことが理解されるのである。ところで、北魏では旧来人々は戸対象資産対応の税を負担していた。大小の豪族もこの課税原則から免かれるものではなかった。しかし、太和十年税制改革のとき戸の資産対応の税がなくなり、人々は一夫一婦対象均額の税と戸対象均額の税とを負担することになった。この税制はやがて均田制が制定されるとその制度下の税制となつて行く。これは貧しい民衆にとって、たとえ給田があったにしてもまことに苦しいものであつたであろう。一方、大小の豪族は戸対象資産対応の税がなくなり、すべて均額の税となつたため、(この際彼らが蔭附者をもち続けたのか、それとも新たにそれを国家に検括されることになつたのか、といった利害問題を論外とし、一応税制だけについていった際)むしろ負担が軽減されたと考えられる。以上のよ

うな状態は、均田制が制定施行されるにあたり、比較的容易に豪族をつつみこむのに役立ったといえようが、他面均田制の目標、つまり全国の田土を対象とし、それを通じて戸なり人（とくに夫婦）なりを単位とする国家の支配を貫徹しようとする、をばやけさしていった大きい原因ともなるであろう。本稿はこのような理解を確かめるべく、北魏の均田制の規定と均田制下の税法とを検討する。

さて、北魏の均田制は現在太和九年に制定施行されたとする説が最も有力である。たしかに史料に即して考えてもそれがいえる。しかし、北魏の均田制は、全国の田土を対象とすることを前提として始めてその歴史的意義が論ぜられるが、太和九年のものは、いわば国有田を対象とする均田制であって、私有田をもあわせ対象とする均田制はさらにそれよりのちに制定される。均田制と（豪族の）私有地との関連性を問題とする以上、そのとりあげる均田制は自ら後者ということになるが、本稿ではそうした観点から均田制定の年をもあわせ論ずる。

ところで、北魏の均田制と均田制下の夫婦、戸を対象とする税制とは理念的な面はとにかく、直接的には対応しない。本稿はこうした点にもふれる。

なお、本稿は筆者の北魏の均田制に関する論攷の一部分をなすものであるが、北魏の均田制を右のような観点からとりあげるとすれば、北方民族の中国化と北魏の均田制との関連、北魏の豪族の理解、北魏の村落制度、三長制など、当然あわせて論及すべきものがある。それらの若干については次稿以下でとりあげる。

一、均田制定の年次について

北魏の均田制は通常太和九年に制定されたとされている。史料の上からも同年に均田制が制定されたことに問題はなない。しかし魏書にはそれよりもあとに均田制が起ったとも記している。この両者の年次の矛盾をどう解決するかということについては、周知のようにいろいろな見解が出されているが、いまだ決定的なものはないようである。この際問題とす

べきはその均田制の対象となるものが専ら国有田なのか、それとも一応全国の田土（耕作可能な未耕地を含むすべての耕地）なのか、ということである。私見をさきに述べておくと、魏書高祖紀太和九年十月の条に見える天下の田の均給——これが現在通常均田制とされるものである——は国有田を対象としたものであり、魏書李安世伝に見える均田制はそれを含む全国の田土を対象とするものである。この両者は制定された年次を異にするが、いわゆる均田制の歴史的意義はこれを後者に求めるべきであらう。本節は右のような観点から、いわゆる均田制（つまり、後者の均田制）制定の年次を、とくに三長制定定の年次との前後関係を頭におきつつとりあげる。（なお、本稿で以下述べるところに自ら明らかなように、均田制下にあつては、私有田という表現は、厳密な意味では正確さを欠くところがある。しかし、本稿のようなとりあげかたをするのであれば、そのような表現をしてもそれが論旨自体を妨げることはないと思われるので、説明の便宜上そうした表現をする。）

魏書卷七上高祖紀上太和九年十月の条に、

丁未、詔曰、朕承乾位、十有五年。每覽先王之典、經綸百氏、儲備既積、黎元永安。爰暨季葉、斯道陵替。富強者、并兼山沢、貧弱者、望絶一廛、致令地有遺利、民無余財。或争畝畔、以亡身、或因飢饉、以棄業。而欲天下太平、百姓豊足、安可得哉。今遣使者、循行州郡、与牧守、均給天下之田。還受以生死為斷。勸課農桑、興富民之本。

とある。ここに太和九年十月、「均給天下之田」とあるが、この詔が太和九年に渙発されたことは、その文中に高祖孝文帝が即位してからそのときまでで十五年になる、とあるのから見て間違いないところであらう。通常この「均給天下之田」とあるのが、均田制が始めて制定されたのを意味するとされている。そうすると、均田制は太和九年十月に始めて制定されたということになる。

ところで、魏書卷五十三李安世伝を見ると、

遷主客給事中。時民困飢流散、豪右多占奪。安世乃上疏曰。

として李安世の上疏をのせている。この上疏に対し、

高祖深納之。後均田之制、起於此矣。

とある。この上疏のなかに、

竊見、州郡之民、或因年儉流移、棄元田宅、漂居異郷。事涉數世。三長既立、始返旧墟。廬井荒毀、桑榆改植。事已歷遠、易生假冒。

とあるが、これによると、均田制は三長制よりもあとに設けられたことになる。三長制定の年次については、魏書卷七下高祖紀下 太和十年二月の条に、

甲戌、初立党里隣三長、定民戶籍。

とある。これは太和十年二月に始めて三長制が制定されたのを示している。魏書卷一百一十食貨志に、

（太和）十年、給事中李冲上言。宜準古、五家立一隣長、五隣立一里長、五里立一党長。長取郷人彊謹者、隣長復一夫、里長二、党長三。所復、復征戍。余若民。三載亡愆、則陟用。陟之一等。（中略）又民年八十已上、聽一子不從役。孤獨癯老篤疾貧窮、不能自存者、三長内迭養食之。書奏。諸官通議、称善者衆。高祖從之。於是、遣使者、行其事。… 十一年、大旱。…十二年、詔群臣、求安民之術。

とあるのも、三長制が太和十年に始めて行なわれたのを示しているといえよう。「宜準古…三長内迭養食之」は、李仲の一つの上言の内容を示すものである。そうすると右の李安世伝に見える均田制は、三長制が制定された太和十年以後に始めて行なわれた、ということになる。

このように見てくると、魏書の記事は一方で均田制が太和九年に制定されたのを示し、他方で三長制が制定された太和十年よりもあとに制定されたのを示している、という矛盾した記述をしていることになる。こうした矛盾をどう解くかについて旧来いろいろな見解がだされているのは周知の通りである。以下それについて検討する。

魏書食貨志に、

(A) (太和) 九年、下詔、均給天下民田。

(B) 諸男夫十五以上、受露田四十畝、婦人二十畝。奴婢依良丁。牛一頭受田三十畝。限四牛。所授之田、率倍之。三易之田、再倍之。以供耕作及還受之盈縮。諸民年及課、則受田。老免及身沒、則還田。(下略)

とある。この(B)、それにづく(下略)の部分(この下略部分の要部は第二節に示す)は土地の均給に関する具體的なくみを示している。これは明白なことである。そうすると、右の(A)、(B)はあいまって天下の田を均給する均田制が太和九年に制定されたのを示しているといえそうである。もしそうであるとすれば、それは李安世伝に見える(太和十年以後の)均田制制定の記事と相反することになる。このように見てくると、両者のうち何れか一方の記述が誤りか、あるいはその指す「均田」の内容が違うか、ということが想定される。ところで、少なくとも今まで見てきた限りでは、天下の田を均給する均田制が太和九年に制定されたというその年次に誤りがあると考えられないし、均田(制)が太和十年の三長制制定以後におこったという制定年次にも誤りがあるとはなしえない。そうすると、両者はその指す内容が違うのである、ということが自ら予想されてくる。さて、すでに見たように、高祖紀太和九年の条の詔には、「均給天下之田」とある。それと(A)の太和九年の詔に、「均給天下民田」とあるのが同一事実を指しているのは疑うべくもない。こうしたことを頭において、改めて高祖紀の詔の記事と食貨志の(B)の記事とを対比してみよう。高祖紀の詔の記事では田はすべて還受の対象となるべく、かつそれは生死を以て断とすることが示されている。一方、食貨志の(B)の記事では、(還受の対象となる)露田について、老免と身没の二つの条項の何れかに該当すれば田を還することが示され、また第二節で引用する部分に明らかなように、その桑田については、それを世業として還さなくてもよいことが示されている。そうすると還受に関し両記事の記載は明らかに相違することになる。これは同時に、(太和九年のことを指す)高祖紀の記事・(A)の記事と(B)の記事とが時期的に相異なるものであるということでもある。

さて、高祖紀の太和九年の詔の内容は、富強のものが山沢を兼併し、貧民は土地をもちえない状態において、しかも天下の田を均給することをいっているのである。それだけに、この田は国有田としか考えられない。一方、食貨志の(B)は、第二節で述べるように、国有田と私有田との両者を対象とする。そうすると、(B)は結局、李安世伝に見える太和十年よりあとのものということになる。

ここでとりあげておくべきことがある。その一は、三長制と、天下の国有田、私有田を対象とし、かつ少なくともすべての漢民族を対象とする均田制とが、内容的にみて、何れが先に制定されるべきかということである。三長制の制定は戸籍の整備を大きい目的の一つとする。一方、右の均田制は國家がその掌握している民衆、少なくともその掌握しているすべての漢民族を対象とする。そうした両者の性格からみて、三長制がまず制定され、つぎにその成果をふまえてその均田制が制定されるのが妥当であると考えられる。(少なくとも、その均田制が三長制に先んじなければならぬ理由はない。)その二は、食貨志の(A)と(B)との文体についてである。高祖紀の詔はその文体からみて詔の原文であるとして差支えない。一方、食貨志の方はその文体から見て詔の原文であるとはとうてい考えられない。それは魏書の撰者が均田制に関する必要事項を一旦整理した上で記述したものとすべきである。ところで、食貨志には、太和十年の三長制定の詔文をのせ、続いて、「初百姓咸以為、不若循常。豪富并兼者、尤弗願也。事施行。後計省昔、十有余倍。於是、海内安之。」とあり、さらに続いて、「十一年、大旱。(下略)」とある。前者の——の部分十年の詔換発後の状態の説明であるが、それが十年の三長制定の詔文に続いて、十一年の出来事よりもまえに記されていることは、食貨志の文章の一つの型を示している。つまり、食貨志ではある年の出来事の結果を、それが同一年でなくてもそこにかけるという型をとることがあるのである。このように見ると、食貨志の(A)が太和九年の詔(の一部)を示し、それに続いて(B)がその詔文の「均給天下民田」の目標としたもののゆきついた状態の説明をしている、という見解が自ら生じてくるであろう。

かくて、魏書李安世伝にいう均田之制は、「均給天下之田」をその一布石として、太和十年二月の三長制定よりも

あとに制定された田制である、ということになり、かつその規定が魏書食貨志の(B)以下の規定である、ということになる。ところで、魏書卷七下高祖紀下太和十四年十二月の条に、

壬午、詔、依準丘井之式、遣使、与州郡、宣行条制。隱口漏丁、即聽附吏。若朋附豪勢、陵抑孤弱、罪有常刑。

とある。古えでは地割りのうえで四井を邑といい、四邑を丘というという理解が周礼司徒教官之職小司徒に見える。これは私有田を否定する井田制と表裏一体をなす。右の井丘之式は必ずやこうした井丘を頭においたもので、それだけにそれはやはり国有田のみを対象としたものといえよう。なお、管子小匡第二十に、「陵陸丘井田疇均、民不感。」とある。この丘井の地割りも右と同様であろう。ただ、この丘井が井田制と表裏一体をなすものかどうかは必ずしも明らかでないが、詔に見える丘井は管子の記事をふまえたとするよりも、むしろ周礼の記事をふまえたのが穏当であろう。かくて、いわゆる均田制の制定は太和十四年よりあとということが推定されるが、恐らくそれは太和十四年をあまり降ることはなかったであろう。

なお、太和十年には北方民族を対象として、それらを戸籍に附けることを標榜している。彼らの農耕地は、恐らく原則的にはいわゆる均田制に示されるような(つまり、現実の問題として国有地、私有地の別を認めるような)土地制度に つままれていったのであろう。

ちなみに、魏書卷七下高祖紀上太和元年三月の条に、

丙午、詔曰、朕政治多闕、災眚屢興。去年生疫、死傷太半。耕墾之利、当有虧損。今東作既興。人須〔肆〕業。其敕在所、督課田農。有牛者、勤於常歲、無牛者、倍庸於余年。一夫、制治田四十畝、〔中〕男二十畝。無令人有余力、地有遺利。

とある。「〔〕」内は北史によって補ったものである。太和九年にまた国有田の均給しかなないとすると、この太和元年の詔は四十畝、二十畝の国有田を丁男、中丁男に給付すると読むべきことになる。

二、均田制の制定と私有田

本節はいわゆる均田制が国有田と私有田とを対象として制定されたが、その規定のなかに、旧来の私有田における「私有」の性格が残存していたことをとりあげ、あわせてその間にその均田制における田土の種類、名称などを考えることとする。

前節で李安世の上疏を一部引用した。いままずその全文とその上疏の結果とをかかげると、

(A) 臣聞、量地画野、經国大式。邑地相參、致治之本。并稅之興、其來日久。田萊之數、制之以限。蓋欲使土不曠功、民罔游力、雄擅之家、不独膏腴之美、單陋之夫、亦有頃畝之分。所以恤彼貧微、抑茲貪欲、同富約之不均、一齊民於編戶。

(B) 竊見、州郡之民、或因年儉流移、棄壳田宅、漂居異鄉。事涉數世。三長既立、始返旧墟。廬井荒毀、桑榆改植。事已歷遠、易生假冒。疆宗豪族、肆其侵凌。遠認魏晉之家、近引親旧之驗。又年載稍久、鄉老所惑。群証雖多、莫可取拠。各附親知、互有長短。兩証徒具、聽者猶疑。争訟遷延、連紀不判。良疇委而不開。柔桑枯而不採。僥倖之徒興、繁多之獄作。欲令家豐歲儲、人給資用、其可得乎。

(C) 愚謂、今雖桑井難復、宜更均量、審其徑術、令分芸有準、力業相稱、細民獲資生之利、豪右靡余地之盈。則無私之沢、乃播均於兆庶、如阜如山、可有積於比戶矣。

(D) 又所争之田、宜限年斷。事久難明、悉屬今主。然後虚妄之民、絶望於覲覩、守分之士、永免於凌奪矣。

(E) 高祖深納之。

(F) 後均田之制、起於此矣。

となる。まずこの文章の構成であるが、これは(A)と(C)、(B)と(D)とがそれぞれ内容的に連続するものであって、(A)、(B)で二

つの事柄がとりあげられ、それがさらにそれぞれ(C)、(D)で繰り返してとりあげられているのである。その結末が(E)、(F)のわけである。六朝では二つの事柄をめぐるこうした記載様式は必ずしも珍らしくないのであり、第三節で引用する魏書食貨志にもそれが見えるが、いま念の爲その構成に類似した他の一例をあげておく。宋書卷四十二王弘伝に、宋初の同伍犯と盜制とについて記したものがあつた。ここでは、まず王弘から両者についての試案ともいふべきものが同伍犯、盜制の順序で示されて、「想各言所懷」とあり、続いて各人の同伍犯と犯制とについての意見が、「盜制・同伍犯」、「同伍犯・盜制」、「同伍犯・盜制」、「同伍犯・盜制」の順序で示されている。さらに、そうした議論に対しての王弘の見解が同伍犯、盜制の順序で示され、両者が宋の文帝によって「宥」とされたのが示されている。蓋し、現在欠けている盜制の記事はもともとは存在したのであろう。

さて、(D)は内容的に(B)に連続し、三長制制定以後の私有地の存在を前提とした紛争とそれに対する李安世の対策とを示している。(B)の廬井の語は、もともと井田制の廬井に出たものであろうが、ここでは単なる屋敷、すまいといった意味であろう。また、(C)は内容的に(A)に連続し、古の井田制は贊美すべきものである。いまそれに復することはできないが、それにしても功力に依じて土地をはかり与えるべきであるとしている。「審徑術」とあるのは、礼記月令第六中の記述をふまえたものであり、「分芸有準、力業相称。」とあるのは、礼記礼運第九中の記述をふまえたものである。ところで、とくに孟子の井田制には公田、それに対する私(これは私田という表現をなしえるとしてよからう)といった表現があるけれども、その私(田)はいわゆる私有地のことではなく、一夫一婦単位で耕作し、その收穫を私する田のことで、当然還受の対象となる。それだけにその公田、私(田)はともに(私有田に対するものとしての)国有田とでもいった性格をもつ。こうした点を考えると、いまとりあげている(A)と(C)との対象となる田は国有田に関するものとされよう。このように見てくると、李安世の上疏は、その当時の国有田をいわば井田法の本質にのっとって民に分けその力を尽させるといふことと、私有田の存在を認めた上でそれに関する紛争解決の方法とを述べたもので、(E)はその二つを高祖孝文帝

が認めたことを記し、(F)はそうしたところに、のちやがて均田制が起つたのを記しているとされよう。また、その均田制は自ら国有田と私有田との両者(つまり天下の全田土)を対象とすべきであるのが察せられよう。均田制の窮極の目的、理想もその歴史的意義も、ともに天下の全田土を対象とするところにあるとすべきであろうが、本稿でもいままですうした立場で均田制をみてきた。以下、とくに断らない限り均田制といえはそうしたものを指すこととする。(本稿はその田土、対象を漢民族関係に限っているわけであるが、その際も右のような理解を示すことは十分可能であろう。)

いままで、どちらかといえば若干理論的に均田制が国有田と私有田とからなるべきを述べてきた。つぎにその規定の内容からみて均田制が国有田と私有田をとともに対象として制定されたとしか考えざるをえないことをとりあげる。さて、現在、男子は十五歳になると露田四十畝(還受田)、桑田二十畝(不還受田Ⅱ永業田Ⅱ世業田)を受けるといふ理解が一般的である。しかしその理解は史料に即してもう一度読みなおした際、再考の余地のある点があるように思われるので、それを検討してみよう。すでに一部を引用したが、食貨志の均田制関係の記事をつぎにかかけると、

(A) (太和)九年、下詔、均給天下民田。

(B) 諸男夫十五以上、受露田四十畝。婦人二十畝。奴婢依良丁。牛一頭受田三十畝。限四牛。所授之田、率倍之。三易之田、再倍之。以供耕作及還受之盈縮。諸民年及課、則受田。老免及身没、則還田。奴婢牛、隨有無、以還受。

(C) (a) 諸桑田不在還受之限。但通入倍田分。於分雖盈、没則還田、不得以充露田之數。(四孝節) (b) 不足者、以露田充倍。

(D) 諸初受田者、男夫一人、給田二十畝。課蒔余種桑五十樹棗五株榆三根。

(E) 非桑之土、夫給一畝。依法課蒔榆棗。奴各依良。

(F) 限三年種畢。不畢、奪其不畢之地。

(H) 於桑榆地分、雜蒔余果及多種桑榆者不禁。

(I) 諸応還之田、不得種桑榆棗果。種者以違令論。地入還分。

(J) (a) 諸桑田皆為世業。身終不還。恒從見口。(b) 有盈者無受無還。不足者受種如法。(c) 盈者得売其盈。不足者、得買所不足。不得売其分。亦不得買過所足。

(K) 諸麻布之土、男夫及課、別給麻田十畝、婦人五畝。奴婢依良。皆從還受之法。

となる。(C)の(a)の「没則還田」は、この条文の前の(B)の露田の条の「没則還田」の句がまぎれこんだもので衍である。通典にはない。また、魏書、通典ともに(D)に「時余」の文字があるが、これは(B)の「雜時余果」の時余が混入したもので衍である。さて、通典の注に、露田について、「不栽樹者、謂之露田。」とあるが、露田は穀類をうる田土であらう。ところで、ここに見える露田は広狭二通りの用法がある。(B)に露田とあるのは、いわば狭義のものである。一方、(C)に倍にして授けられる田、三易之田とあるのはいわば広義の露田である。また、のちにふれるところに明らかのように、(C)の(a)の露田は狭義の露田とそれ以外の広義の露田(現実にそれに該当するものとしては、倍にして授けられる田||倍田)とを意味し、その(b)の露田は広義の露田(現実にそれに該当するものとしては、倍にして授けられる田||倍田)を意味する。(以下、単に露田といえは狭義のものとし、広義の露田である倍田、三易田を含むすべての露田を『露田』として示す。)

ここでまず第一に問題となるのは桑田の内容であるが、桑田は旧米桑を産する地方(=桑地)における国有田で、桑をうえた田(あるいは桑をうる田)であると理解されている。しかし北魏の均田制における桑田は桑地における私有田のことで、それは内容的に二つに分けられる。いまそれを取りあげてみよう。

まず(C)の桑田であるが、(B)と(C)とは相関連する。(B)と(C)の(a)とをあわせ考えた際、(C)の「但通入倍田分」、「於分雖盈」とある際の分、つまりその規定とする分は、(露田と同額の)倍田分||四十畝ということが想定される。(盈の文字が、右の(J)の場合の用法とあわせ見た際、あふれる、ということの意味するとすべきであるから)。ここでは桑田が倍田分||四十畝をこえるとき、「露田四十畝と四十畝を限度として倍田に充当した桑田(ただし、その入れた額と本来の倍田の額と

は同一)と三易田と」が生ずるとされよう。つまり、ここでは倍田を受けることはないのである。また、桑田の額が倍田分 \parallel 四十畝をこえても、そのこえたものを倍田分以外に『露田』分(具体的には露田分あるいは三易田分)に充当することはないとされよう。一方、(B)と(C)の(b)とをあわせ考えた際、桑田が(倍田分 \parallel)四十畝に不足していると、その不足額と同額の『露田』を(新たに)設け、それを桑田の不足額(分) \parallel 倍田(分)に充当する(つまり、桑田が四十畝以上であれば当然倍田はない筈であるが、四十畝より少ない場合、あえてその不足額を補うための『露田』を設け、それを倍田として充当する)という形をとるとされよう。

ここで右に関連して二つのことにもふれておく。その一は、右の(B)以下において各条文の記載ぶりがそれぞれ独立的性格をもつことについてである。本来倍田は倍田そのものとして支給されるべき建て前で、全体の規定そのものとしては、桑田のそれへの充当はいわば補足的なものである。しかし(C)では桑田が主体となって記述されており、とくにその(b)ではそうした感じが強い。これはもともと各条文がかなり独立したものであったのを示唆しているとすべきであろう。(ただし、そこには、もちろん、例えば(G)の(D)に対するように、ある条文の補助的記述の場合もある。)その二は、右の(B)以下において受と充とが区別して用いられていることについてである。(B)の「受露田四十畝」の受、「受田三十畝」の受、「還受」(二箇所)の受、「受田」の受、(C)の(a)の「還受」の受、(D)の「受田」の受は、何れも本来そうあるべきものとして受ける(逆からいえば授けられる)という意味である。いまとりあげているのは同一の均田制の法の条文であるから、この基本的性格は(J)の「無受」の受、「受種」の受にも該当するとすべきである。一方、(C)の「充露田之數」は、すでにみたように本来そうでないものをあえてそれに充当するという意味をもっているとされよう。これは(C)の(b)の「充倍(田)」の充にあっても同様であろう。(受と充とについては、あとでもう一度とりあげる。)

なお、(C)の場合の桑田にはその売買に関する規定は見えないが、つぎに行なう(J)の桑田の規定の検討から、一応、均田制制定時その所有は無限定に認められたが、それよりのちは、倍田分四十畝(まで)はこれを売ることではできず、それを

こえて買うこともできなかったのが推測される。

つぎに、(J)の桑田をとりあげる。その(b)には、その(a)の桑田について、ある規定額をこえておれば、受けることもなく還すこともないが、その規定額に不足であれば不足分だけ種を受けるとある。まず問題となるのはこの受と種との性格であるが、右に見たように、受と充とは違いがある。そうするとこの種はさきの(C)の(b)の『露田』とは別のものになる。

この際、(C)の(b)の倍が倍田(露田を倍にした田)を意味するのをあわせ考えると、その種は「種田(種える田)」なるべきが自ら推測される。(北魏の種田の語には、つぎにふれるように、露田を指すこともあったかと思われるが、もし種田露田ということがあったにしても、すでに見たように、桑田が不足の際『露田』を充当することはあっても、桑田が不足の際、本来そうあるべきものとしてそれを授けるといったことはない。それだけに) こうした「種田」としては、(D)の桑粟榆を種えるべき二十畝の田土が想定される。ただし、(E)に榆粟に関しては蒔くと表現されている。また、(田)に「雑蒔余果」という表現がある。そうすると、いまとりあげている範囲(穀類以外をうえる国有田)において、種は本来桑に限定して使用されるものであるが、それと粟榆とをあわせた際にも一括して種の文字が使用されるとすべきことになる。(田、(I)の種は後者の用法であり、(G)の種は前者の用法(少なくとも桑だけに限定してもいいえる用法)である。なお、(G)はDを補足するものであるが、三年間に対象とするものを種えおわらせるという点は、そのたねまきから收穫までが三年に及ばない穀類のことではなく、桑(粟榆)の樹木のことを示しているとすべきである。かくて、(b)は(a)の桑田が二十畝に不足の際、本来そうあるべきものとして不足分だけ「種田」を受けると示しているとされよう。(以下、桑を種えることを必須条件とし、そこにあわせて粟榆をうえるべき田土を「種田」という。のちに述べるように、これは国有田の一種である。)

なお、いまとりあげている諸条文―諸規定では種の語を限定して使用しているわけであるが、右よりあとに見える、同一時期の条文―規定に、

諸土広民稀之處、隨力所及、官借民、種蒔。(後)役有土居者、依法封授。

とある。この種は国有田における右の種とは違った用法であるかも知れない。また、

男女十五以上、因其地分、口課種菜。五分畝之一。

とある。これは宅地に菜をうえることを種と表現しているものである。また、北魏では太和よりまえに、国有の田土について種田の語が使用されている。(魏書卷四下 恭帝紀)。こうした点をあわせ考えると、恐らく『露田』にうえる穀類についても種の語が使用されたこともあろう。こうしたことがあるけれども、やや結論的にいえば、右の国有田に関する「種田」の種の語は、穀類をうえるべき国有田に対して使用されるもので、露田の露の語が限定された意味をもつと同様、その種もまた限定された意味をもつとされよう。こうしたものであるだけに、右といまとりあげている種の語を限定して使用することとは両立する。それによってさきの見解を否定することにはならないであらう。

つぎに(J)の(c)の記載であるが(J)の(c)の桑田について「不足者」とあるものが、(b)と(c)とにそれぞれ出てくるわけである。(b)の場合は、右に見たように、「種田」を受ける、とある。(c)の場合はそれと違っている。そうするとそれは「種田」を受けるのは無関係に理解すべきであらう。かくて、(c)は「種田」を受けない場合(＝國家が「種田」を授けない場合)、それにもかかわらず、「種田」に国有田を授けるべき「前提」をくすまず、それだけに現実の処置として、「種田」の基準額を二十畝とし、桑田が二十畝をこえておればそのこえた分を売ることができ、二十畝に不足であれば不足分を買いたすことができる。二十畝だけもっている場合その分を売ることとはできない。二十畝をこえて買うこともまたできない、としているのを示すものと考えられる。なお、(b)にあっても、桑田が二十畝をこえておればそのこえた分を売ることができ、二十畝に不足であれば不足分を買いたすことができると考えるべきであらう。

なお、(J)の(c)に桑田が二十畝をこえておればこえた分を売ることができるとある。これはその桑田を二十畝以上もちえらうというのである。他方、二十畝をこえて買い足すことができないとある。これはその桑田を二十畝以上もちえないと

いうことである。これは一見矛盾する。しかし、それらを一括して均田制定時の規定とし、かつ前者を均田制定時に
おける私有田をそのまま認めた上での処置、後者を均田制定時よりあとの運営に関するもの、とすれば無理なく理解で
きよう。(前者は、ある人物がすでに私有田をもっていたが、そのうえに相続分が加わったため生じた際の処置といつた
風に読むよりも、むしろ右のように読むべきであろう。)

翻って考えるに、(D)は桑などをうる「種田」をもたないことを前提とし、それを授けることに関したものである。一
方、(J)は「種田」と関連性のある桑田をもつことを前提としたものである。そうした両者の記載ぶりは一見チグハグな感
じがする。しかし、さきに指摘したように、右の規定の各条文はもともとかなり独立したものである。それだけにこうし
たことのあるのも、やむをえないであろう。(J)のうち(b)と(c)との記載ぶりにおけるチグハグなところもまたそのように
理解すべきであろう。

ここで、いままで見てきた二つの桑田の性格を考えてみよう。(J)の桑田は桑(それにあわせて棗、榆)をうる田とし
て理解することが可能である。しかし、(C)の桑田は、これを『露田』と同様穀類をうる田と理解すべきであろう。この
際、両者に通ずる基本性格を求めらるべきであるが、結論的にいえばそれは桑を産する土地における私有田ということにな
ろう。つまり、均田制下、桑を産する土地において、(無田の)民衆に支給すべき国有田が、穀類をうる『露田』と、
桑(棗榆)をうる「種田」とに分けられるが、それ以外の田土である桑田が、穀類をうる国有田としての『露田』と
関連づけられかつその一部に充たされるものと、国有田としての桑(棗榆)をうる「種田」と関連づけられるものとの
二つに分けられ、しかも本来そうした桑田の「所有」額に幅のあったこと、(また、一定条件下にその売買も認められて
いたことであろうこと)こうした点をあわせ考えると、その桑田は自ら私有田であるとされよう。この際、(J)の(a)の桑
田について、その(b)においてそれが二十畝に不足の際、国家が不足額だけ「種田」を授けることを標榜しているが、それ
にもかかわらず(J)の(c)にあっては現実に「種田」を授けえない場合の処置として二十畝に不足分の桑田の自買を認めてい

ることは、桑田が私有田であるとした際もっともスムーズに理解できよう。また、(C)の(a)、(J)の(a)に見えるように、桑田はすべて不還受田＝永業田である。永業田の性格についてはのちに述べるが、桑田が永業田であることは、右の理解を何ら妨げるものでない。(こうした桑田は、嚴格にいえば私有田というよりも私有田の性格の強いものとすべきであろうが、さきに第一節で述べたように、本稿ではそうしたものを私有田として表現する。)

つぎに(凶)の麻布之土(麻を産する土地)(＝麻土)における麻田であるが、桑地における基本的な支給国有田が露田と「種田」とであること、麻田が丁男・奴のみならず婦人・婢にも支給される還受田であり、その性格が露田と同じであること、(田)の夫ごとに一畝の国有田が丁男、奴に(だけ)支給される永業田であるが、その性格が「種田」と同じであること、をあわせ考えると、その麻田は外形上一応露田に相当する。ただし、内容的には(そこに穀類のみならず麻をもうえるから)露田そのものではない、ということがいえよう。かくて、(凶)に「別」とあるのは桑土における国有田支給のありかたとは別に、といった意味となるであろう。

いままで見てきたのは「寛郷」の規定であるが、食貨志には「狭郷」の規定として、

諸地狭之處、有進丁受田、而不桑遷者、則以其家桑田為正田分。又不足、不給倍田。又不足、家内人別減分。無桑之郷、準此為法。

とある。この正田がもともと桑田でないのは明らかである。つまりそれは本来露田であり、かつその正という表現は倍田の倍に対し基本となるといった意味と考えられる。(こうした正田の用法はさきにあげた倍田・三易田をもつ「寛郷」の『露田』についてもあてはまるであろう。つまり、その露田もまた正田と読みかえられるであろう。)ここでは進丁の受田にあたり、田土の不足に応じて三つの段階的処置がとられる。(桑を産する土地(の丁男)についていえば)それは、まず第一段階として、正田と倍田とを存在させるが、その家に桑田があればそれ(ただし四十畝を限度)をその家の受田者の正田分四十畝に「充当」するといった形をとるのを示している。つぎに第二段階として、それでも田土が不足すれば倍

田を支給しない形をとる。そこでは、正田に「充当」された桑田（四十畝）だけの場合も生ずる。それでも不足であればさらに第三段階として、家内の受田者ごとに正田分四十畝をへらす形をとる。（そこには桑田だけがその正田分に「充当」されていることも生ずる。）といったことが考えられる。こうした「狭郷」の規定に関しても桑田が桑を産する土地における私有田（的性格の強いもので）あるという理解は十分あてはめて考えることができる。ただそこでは桑田を一応穀類をうえる田と桑（粟榦）をうえる田とに分けるといふ規定は（現在）見られない。しかし、もしそうした規定がなかったにしても、右はいわば特例地にある制度であるから、それを以ていままでの見解を否定することはできないであろう。（こうした際も、第一、第二の段階においては、桑田を正田に「充当」する際、その桑田が自ら穀類をうえる田と桑（粟榦）をうえる田とに分れるのが期待されていたことであろうし、第三の段階においても、もし桑田が「充当」されることがあれば同じことが期待されていたであろう。）

さて、当時北魏の支配権力の及ぶところは、桑を産するところと麻を産するところとに分けられる。それにもかかわらず、(C)、(J)で桑田はでてきても、他に麻を産するところにおける、（桑を産する土地における）桑田にあたるものはでてこない。この理由について考えてみよう。当時の均田制関係の記述には、国家があくまで桑を産する土地なりその桑なりを中心としている、ということをおぼえたやや特殊な表現がある。その一は桑といって桑麻を代表している場合である。例えば、前引の李安世の上疏の(C)には桑榦だけしかでていないが、この桑は麻の場合を含め述べているとすべきであろう。また、食貨志に、「諸遠流配誼、無子孫及戸絶者、墟宅桑榦、尽為公田、以供授受。授受之次、給其所親。未給之間、亦借其所親。」とあるが、このつぎに桑榦に代るべき麻榦といった記事はない。これも右と同じような観点から読むべきであろう。その二は、桑について述べ、そのあとに麻をそれに準ずるものとして附記するものである。前引の「狭郷」の規定はそれである。その三は桑について述べ、そのあとに麻のことを述べるものである。さきに引いた食貨志の(D)の記述はそれである。このように見てくると、まず、(C)、(J)がもともと非桑の土（＝麻土）はこれに準ずるとして読むべしとし

ていたとか、(C)、(J)の終りにもとも非桑の土(≡麻土)はこれに準ずるといった記事があったが、現在それが脱落しているとか考えられよう。しかし、右に見たように、桑土と麻土とで、国有田のうえる植物によるふりわけかたが対応しない。それだけに、(C)、(J)にもと右のようなことはなかった。麻土の私有田については別の規定が独立して存在していたが、食貨志にはそれが記載されていない、として理解するのが穏当であろう。

ここで露田、桑田、「種田」、麻田といった名称について考えてみよう。(一)麻田は麻土における麻と穀類とをうえる国有田である。ところで、桑土における露田は穀類(だけ)をうえる国有田であって、桑(棗榆)をうえない。それだけに麻田は内容的には露田と対応しない。(また、桑土における「種田」は桑や棗榆をうえる国有田である。それだけに麻田は内容的に「種田」とも対応しない。)かくて、いま麻田と称しているものを露田(一)、「種田」(二)ということは、内容上無理となる。また、桑地と麻地とは決して相重ならない。こうしたことを頭において、いまとりあげている麻田という名称が生じたのであろう。なお、麻田は麻土における国有田のうち麻や穀類をうえる田土を指し、桑田は、包括的にいうと、桑土における私有田として桑(など)や穀類をうえる田土を指す。そう見ると、両者は国有地・私有地という違いを拾象すれば、それぞれ麻、桑で代表される。産物上の特性ある地方の田土を意味するという点で相通ずるところをもつといえよう。(二)「種田」といつてきたものの正式名称が何であったかはわからない。あるいは「種田」そのものであったかも知れない。(三)麻地の私有田の正式名称が何であったかも知からない。なお、(四)田に見える夫ごとに一畝を支給される麻地の国有田の正式名称が何であったかも知からない。

いままで見てきたところから、私有田を中心にして考えた際つぎのことがいえる。(桑地についてはいえない)私有田は穀類をうえる田土と桑をうえる田土とに一応分けられるが、均田制制定時にもその所有を制限されることはなかった。ところで、前者の場合、穀類をうえる私有田が倍田分四十畝に不足しておれば、その分だけ『露田』(である倍田)が充当される。そこでは恐らく一定の限度内で売買が許されていたことであろう。また、後者の場合、桑をうえる私有田が「種

「田」分二十畝に不足しておれば、その分だけ「種田」を授けられる。また、「種田」が（不足して）授けられない場合、それが二十畝に不足しておればその分を買うことができ、あまっておればその分だけ売ることが出来る。そうしたものであるだけに、豪族のもつ私有地は、現実問題として均田制のなかに入ってはくるが、そのために大きい被害を蒙ることはなかったと考えられるのである。とくに何頃、何十頃といった私有地をもつものにとって、均田制制定による被害は、少なくとも土地私有に関しては殆んどるに足りなかつたであろう。均田制において私有田をとりあげそれを頭に入れる形が現われてきたことは、均田制の標榜する「国家による土地の把握乃至それを通じての民衆の把握」という観点においては無視できぬものであるが、それにしても、右のような実情であるとすれば、それはやや理念的なものであるべきであろう。ただし、たとえ理念的なものであつたにしても、われわれはそこにやはり一つの歴史の流れを今後追求すべきであろう。

また、規定によれば、ともに国有田を授けたものであつたにしても、『露田』は還受田であり、一方「種田」は永業田である。この際本来私有田である桑田が永業田であることを考えると、『露田』と「種田」との違いは単にうえる植物の違いとだけでは割り切れぬものがある。そこにはより高い次元で、すべての土地の「所有権」をすべくくるもの、つまり最高の土地所有者としての国家を理念的に予想すべきように思われる。ここでは、永業というものが一種の用益権的なものとなり、永業田が売買可能であるか否かということは、用益権の性格の問題となる。こうした点は、とくに西魏、北齊以降の均田制との関連において問題とすべきであるが、ここでは紙数の関係でとりあげないこととする。

なお、(四)の麻田、(五)の一畝の田の合計額と桑土の露田、「種田」の合計額とを対比すると、麻土と桑土とで国有田の支給額に著しい違いがあるのがわかる。しかし、(一)右の均田制の土地規定が全体的にみた際現実への対処を重んじたものであるだけに、麻土と桑土とで現実に支給すべき国有田額が違つていてもそれが必ずしも不当とはいえない。また、(二)理念的な面とはかく、現実には、桑地ではそこに私有田＝桑田があるだけに、(たとえ、露田、「種田」がすべて支給され

たにしても) 耕作する土地の総額と(一定額である) 課税額とは対応しない。この点は第三節で述べるが、そうした不対応がある以上、桑地と麻地とで国有田を支給する額に差があっても課税しきして問題とはならないであろう。ところで隋書卷二十四食貨志に、南朝の税制として、「其課、丁男調、布絹各二丈。糸三兩。綿八兩。祿絹八尺。祿綿三兩二分。租米五石。祿米二石。丁女並半之。」とある。ここでは国有田を支給することはなく、ただ私有田があるだけである。均田制下の国有田支給額と税額との不対応を考える際、こうしたことは無視できぬであろう。また、(三)露田、「種田」、桑田、麻田の内容は北齊に至って一変する。(隋唐の均田制の規定は北齊のそれに源流をもつ。) (四)北魏の麻田の制度は西魏の大統十三年の敦煌文書に残存する。ここでは丁男の麻田は国有田の麻田十畝と、「狹郷」の規定を用い私有田を正田として麻田に「充当」した二十畝とからなり、かつそれを耕作すべき田土の殆んどすべてとする。⁷⁾

第一節で高祖紀太和九年の詔・食貨志の(A)と食貨志の(B)以下とが内容的に違うことを述べたが、このように見てくるとそれが一段と明らかになったといえよう。なお、高祖紀に見える「老免及身没、則還田。」の規定は、均田制下食貨志(B)に見える規定につつまれていったとされよう。

三、均田制下の税制

北魏の税制は太和八年にかなり大きく改革され、ついで太和十年に再び改革され、それが均田制下の税制となったと考えられる。その均田制下の税として、夫婦対象のもの(戸籍制度上の)戸対象のものがある。前者は周知のように帛一匹粟二石である。問題は後者にある。本節は後者の実態の解明を試みるものである。

まず太和八年の改革についてであるが、魏書食貨志に、

太和八年、始準古班百官之祿。以品第、各有差。先是、天下戸以九品混通、戸調帛二匹絮二斤絲一斤粟二十石。又入帛一匹二丈、委之州庫、以供調外之費。至是、戸增帛三匹粟二石九斗、以為官司之祿。後增調外帛、滿二匹。所謂各隨其

土所出。

とある。この記事は、旧来「九品混通」の形式で、戸対象の調と調外の費とが課されていたこと、太和八年に戸ごとに帛三匹粟二石九斗を増して百官の俸禄としたこと、のち（太和八年以後）に調外の費の帛が増加されて二匹となったこと、などを示している（匹と疋とは同じ）。ところで、魏書卷七高祖紀上太和八年六月の条に、

丁卯、詔曰、…始班俸禄。罷諸商人、以簡民事。戸増調三匹穀二石九斗、以為官司之禄。均預調、為二匹賦、即兼商用。雖一時之煩、終克永逸之益。（下略）

とあり、同年九月の条に、

戊戌、詔曰、俸制已立。宜時班行、其以十月為首。每季一請。於是、内外百官受禄有差。

とある。右の二匹は食貨志に見える調外帛のことで、御用商人の廻易収利の元本であろう。さて、食貨志には調外帛を二匹にしたのを「後」と記しているが、その記述に従えば、それは太和八年に百官の俸禄制を創始してよりあとという意味となる。一方、右の高祖紀の記事は百官の俸禄制を制定したのと調外の帛を増して二匹にしたのとを同時期としている。かくて両記事にはズレがあることになるが、両記事を対比した際、高祖紀の詔の両者を同時とした方に誤りは認めがたいから、現行の食貨志の方に疑問が生ずることになる。蓋し、食貨志にはもと「復」とあったのが、のち「後」に誤られたのであろう。

ところで、さきの「九品混通」は、別稿で論ずるように、一品戸から九品戸までを通じ、（その資産に対応しつつも）、貧富の差を調節する徴税方法を意味する。（右にのっている税額は恐らく基準となる戸のものなのであろう）。なお、のちにふれるように、太和十年の税制再改革時までの税制も一品戸から九品戸までの戸の資産に対応しつつも、「九品混通」によって）貧富の差を調節するものであった。

つぎに太和十年の税制再改革についてであるが、魏書食貨志に、

(太和)十年、給事中李冲上言、

(A) (省略)

(B) 其民調、一夫一婦、帛一匹粟二石。民年十五以上未娶者、四人出一夫一婦之調。奴任耕、婢任績者、八口当未娶者

四。耕牛二十頭当奴婢八。其麻布之郷、一夫一婦布一匹。下至牛、以此為降。

(C) 大率十匹為工調、二匹為調外費、三匹為内外百官俸。此外雜調。

(D) 民年八十已上、聽一子不從役。孤独癯老篤疾貧窮、不能自存者、三長内、送養食之。

(E) 書奏。諸官通議、称善者衆。高祖從之。

とある。省略した(A)は三長制(制定)に關するものである。この上言は原文のままではなく要点を記したものとされようが、何れにしても均田制制定よりまえ、三長制出現時のものである。この(B)、(C)が均田制下の税となるわけであるが、それはもちろん戸の資産対応、「九品混通」ではなく、対象とするもの(B)では夫婦)について均額である。

なお、通典卷五食貨五賦税中に、「魏令」として、(B)、(C)と本来同一であったと思われる規定をあげている。ところで、魏書卷五十四高閭伝に、

淮南王他奏、求依旧断祿。文明太后令召羣臣、議之。閭表曰、：置立鄰党、班宣俸祿。事設令行、於今已久。(下略)

とある。これは三長制、百官の俸祿制が令として施行されたのを示していると思すべきである。かくて、三長制も(B)、(C)、(D)もともに令として施行されたことが考えられる。

ところで、食貨志の(B)についていえば、そこに「耕牛二十頭」とあるものが通典では「耕牛十頭」となっている以外に大きい違いはないが、食貨志の(C)についていえば、そこに「大率十匹為工調、二匹為調外費、三匹為内外百官俸。」とあるものが、通典では「大率十疋中五疋為公調。二疋為調外費、三疋為内外百官俸。」となっている。これについては、もともと「大率十匹為工調。中五疋為公調、二疋為調外費、三疋為内外百官俸。」であった、として理解すべきであろう。

そうすると、戸対象の調として、太和八年には、公調の帛二匹絮二斤絲二十石、百官_一官司の祿の帛二匹、調外の費の帛三匹粟二石九斗があったが、太和十年には、公調の帛_一絹五匹、百官の祿の絹三匹、調外の費の絹二匹となったのが察せられる。このように見てくると、後者の総計を示す工調の十匹の工は自ら戸の誤りとならう。

ここで、魏書卷四十四薛虎子伝をみると、徐州刺史薛虎子について、

又上疏曰、：臣竊尋居辺之民、蒙化日淺。戎馬之所資、計素微小戸者、一丁而已。計其徵調之費、終歲乃有七縑。去年徵責不備、或有貨易田宅、質妻売子、呻吟道路。不可忍聞。今淮南之人、思慕聖化、延頸企足。十室而九。恐聞賦重、更懷進退。非惟損皇風之盛、慮傷慕義之心。且臣所居、与南連接、民情去就、実所諳知。特宜寬省、以招未至。其小郡太守數戸而已。一請六尺絹、歲不滿匹。：今班制已行、布之天下。不宜忤冒以乱朝章。但猥藉恩私、備位蕃岳。憂責之地、敢不尽言。書奏。文明太皇太后令曰、俸制已行。不可以小有不平、便虧通式。

とある。薛虎子が徐州刺史であったのは太和五年から同十五年までの十一年間であるが、これは太和八年百官の俸祿制が施行されてからのことになる。ここでは辺境の戸内に一丁しかないような戸でも毎年七縑をとられることが示されている。この七縑については一応、二通りの解釈ができる。その一は、さきの太和八年の税制改革時以後（太和十年の税制再改革時以前）の戸調帛二匹、調外帛二匹、百官祿帛三匹の合計帛七匹が徐州では七縑となつて示されている、とするものである。他の一は、それを絹で計算すると大率十匹にあたるとするものである。すなわち、初学記卷二十七絹第九に、「晋令、其超郡中山常山国、輪縑当絹者：縑一疋（一疋は四丈）当絹六丈。」とあるが、これに従うと縑二と絹三とが等しくなる。北魏にあつても一疋は（幅二尺二寸）長さ四丈であるが、納税にあたり右の縑と絹との割合が引続き存在していたとすると、縑七疋は絹十四半となる。これを大数として縑七疋_一絹十四とするのが可能である。この十四は自ら太和十年の税制再改革時以後に現われたものとなる。（魏書食貨志には、前引の太和八年の賦税の規定に続く記事のなかに、徐州などについて、「貢綿絹及糸。」とあるが、その綿、糸はここでは一応論外とされているのであろう。）（第二節で引用

した魏書食貨志の「狹郷」の記事や右の記事は、当時戸内の丁男が通常一人より多かったのを察せしめる。）

なお、「六尺絹」は旧来難解とされている。右の全体から、薛虎子が、例外的に徐州で百官祿（絹）を減少してもらいたいとしているのがわかるが、それから推してこの六尺は蓋し（字形の類似から）百官の文字が誤られたもので、六尺絹を歳ごとに匹に満たさないようにするというのは、辺境の百官の祿としての絹（歳ごとに三匹）を減少して歳ごとに一匹に満たないようにする、というのが考えられよう。もしこの六尺絹が他の内容のものであるにしても、それが俸祿の絹のことを示しているのは間違いないからう。

繰り返していうと、当時の丁男は毎年貲絹一匹（？）を負担すべきであったであろうし、夫婦で絹一匹を負担すべきでもあった。戸の負担にそれらの負担を加えると、一丁男しかない戸であっても、その負担の総計は太和八年の百官の俸祿制制定時から太和十年の税制再改革時直前まで、太和十年の税制再改革時以後のそれぞれにおいて、絹七匹あるいは絹十匹をややこえることになる。（こえるという点については、その丁男がたとえ無妻であってもそれは同様である。）しかし、右の薛虎子の上疏はその全体の書きぶりからみて、戸そのものの負担が七縑あるとしているのであって、その構成員が夫婦あるいは個人としてもつ負担を加えたものではない。

ところで、「素微小戸」の七縑は、戸の資産対応、「九品混通」の税制期の戸の税というよりも、むしろ均額の税制期の戸の税（つまり、絹十匹）とされよう。さて、上疏中に「其小郡太守数戸而已。」とあるが、これは、太和十年十一月、戸数の多少によって州郡県を上中下に分け、それが州郡県官の俸祿の多少を決めたが、その下郡のこととされよう。¹¹しかしこれはその前後とくに後と続かないようである。これは衍とすべきか、あるいは上疏の原文がもつと長かったがそれが部分的に脱落しているため生じたとすべきかであろう。もし後者であれば、それは右の上疏を太和十年（ただし、その制定の月不明）の税制再改革時以後のものとするにならう。

また、魏書卷十九中任城王伝に、太和十年の税制再改革時以後のこととして、

(澄) 又秦利国済民、所宜振挙者十条。…四曰、五調之外、一不煩民。任民之力、不過三日。(下略)

とある。この五調は、一旦完成された額でいえば、一夫一婦対象の帛一匹、粟二石と、戸対象の公調五匹、調外費二匹、内外百官の俸禄三匹との五種類の調を指しているとすべきである。そこでは太和八年の税制改革時から太和十年の税制再改革時までの戸の調の粟二十石、同じく戸の調で百官の俸禄の粟二石九斗の存在はこれを想定しがたい。この際、絹類徵発が民衆を最も苦しめた税となろう。ところで、右の薛虎子の上疏は民衆を苦しめるものとして専ら絹類徵発の重いことをとりあげている。これはその主とするところが百官の俸禄の絹に関するものであるせいでもあるが、それにしても全体としてやはり戸対象均額の絹類徵発が民衆に最も重い負担になっているのを察せしめる。そうすると、さきの薛虎子の上疏が太和十年の税制再改革時以後のものである蓋然性がより高まるということになろう。なお、北魏では太和十年の税制再改革時以後、戸の資産対応、「九品混通」の税制は出てこない。

ここで改めてやや広い観点から、太和十年の税制再改革時における新税制をとりあげてみよう。魏書食貨志に、前引のように、太和十年李冲が三长制とそれと表裏一体をなす賦税制とを行なうべきを上言し、高祖がそれに従ったことを記したのに続いて、

於是、遣使者、行其事。乃詔曰、

(A) (a) 夫任土錯貢、所以通有無。井乘定賦、所以均勞逸。有無通、則民財不匱。勞逸均、則人樂其業。此自古之常道也。(b) 又隣里郷党之制、所由来久。欲使風教易周、家至日見、以大督小、從近及遠、如身之使手、幹之總條。然後口算平均、義興訟息。(c) 是以、三典所同隨世滄隆。武監之行、從時損益。故鄭僑復丘賦之術、鄒人獻壺徹之規。雖輕重不同、而當時俱適。

(B) 自昔以来、諸州戸口籍貫不実。包藏隱漏、廢公罔私。富彊者并兼有余。貧弱者餬口不足。

(C) 賦税齊等、無輕重之殊、力役同科、無衆寡之別。

北魏の均田制をめぐって (越智)

(D) 雖建九品之格、而豊塲之土未融。雖立均輸之權、而蠶績之鄉無異。致使淳化未樹、民情偷薄。朕每思之、良懷深慨。

(E) 今革旧從新、為里党之法。在所牧守、宜以喻民、使知去煩即簡之要。

とある。この詔文の構成はほぼつぎの通りである。(A)にあっては、(a)で昔、土によって一定の賦をかけたがそれが常道であることを述べ、(b)で隣里郷党の制が古くからある正しい道であることを述べている。(c)は内容がわからないところもあるが、蓋しかつてそれらがいわば一体化して行なわれたが、のちそれが時によって盛衰があったことを述べているのである。右の詔はこうした(A)をいわば序論として本論に入っていく。(B)、(C)、(D)、(E)はかつて第二節で李安世の上疏について見たのと同じ形である。すなわち、(B)、(D)は(ある時期から)新税制を制定する直前までのことを記したものであり、(C)、(E)は新税制について述べたものである。つまり、(B)、(C)、(D)、(E)は新税制制定の直前までのこと、新税制制定によって生すべきこと、なすべきことを繰り返して述べているのである。

このように見てくると、右の詔は、賦税については、旧来、九品の格と均輸(輸税を公平にすること)の權とをたてていた、つまり、戸をその資産によって一品から九品までに分け資産対応の税を貧富の差を調節しつつとっていた。しかしそこでは土地の肥瘦や桑地、麻地の差(給田額の差を含む)を勘案できなかったので、民情をかえて悪くした。今後はそれを均等にしよう、としているのが理解されよう。いままで見てきたところをあわせ考えると、それは賦税が旧来の戸対象資産対応、「九品混通」のものから、新たに戸対象均額のもの(と夫婦対象均額のもの)に代ったのを物語っているとされよう。さて、右では力役については、旧来戸を対象とし戸内の戸口(事実上はその丁男数)の多少による差別をしていたが、今後は丁男対象に力役をとることとする、としていると受けとれる。事実、新しくそこでうちだされた里党の法(三長制は、周知のように全丁男を対象に力役(軍役を含む)を均等にとるものである。そうした点は、そこに(戸のなかの)丁男(夫婦対象均額の税が生ずべき一種の必然性のあるのを示唆する。

ちなみに、魏書卷五十三李冲伝に、

(前略) 著作郎傅思益進曰、民俗既異、陰易不同。九品差調、為日已久。一旦改法、恐成擾乱。太后曰、立三長、則課有常準、賦有恒分。苞蔭之戸可出、僥倖之人可止。何為而不可。羣議雖有乖異、然惟以交法為難。更無異義。遂立三長。公私便之。

とある。これはいまとりあげている太和十年の(三長制及びそれと表裏一体をなす)新税制の制定に関するものである。傅思益の上言中に「九品差調、為日已久。」とあるのは、前引の食貨志に「建九品之格」とあるのと実質において一致しう。(なお、前引の食貨志に「立均輸之權」とあるのは、同じ食貨志に「九品混通」とあるのと実質において一致しう。)

ここで右のような、太和十年に一たん完成を見た新税制と均田制の土地給附との関連性について考えてみよう。一戸内いく組の夫婦がいるかは不定である。また、その各夫婦は耕作する田土の広さも桑田がそこに存在するから不定である。それだけに一戸で耕作する田土の広さは不定である。こうしたものである以上、任意にとつたある夫婦につき、その夫婦対象の賦税としての帛一匹粟二石と戸内にある夫婦の数に應じてその夫婦が負担すべき戸対象均額の帛十匹(及び雑調)のうちのしかるべき部分を加えたものが、均田制の土地給附額と直接的に対応するといったことはとうてい考えられないであろう(ただし、均等の賦税制はのち北齊や西魏になると変質するが、ここではそれに論及しないこととする)。また、右の新税制が均田制下の税制となつていった場合、つぎのようなことが考えられよう。高い戸品をもつていた豪族は新たに一夫一婦対象の税を負担することになるが、その新税制が九品差調をやめたため、むしろそれによって益を受けた。その益を受ける程度はより富んでいるほど大きかった。一方、低い戸品をもつていた貧民にとっては前引の薛虎子の上疏に窺われるように、それらはぎりぎりの生活をしていたのであるから、国有田が規定通りに授けられずれば、あるいは多少違うかも知れないが、一般的にいってその生活は別に楽になつたとはいえぬのではなからうか。何れにして

も、均額という新税制が富裕なものにとってかえって有利であったのは、これを断定して殆んど誤りなからう。ただし、食貨志には、「魏初、不立三長。故民多蔭附。蔭附者皆無官役。豪彊微斂、倍於公賦。」とあり、続いて前引の太和十年の李冲の上言をのせている。豪族が三長制によって蔭附者を檢括され、一方、蔭附していたものが改めて編戸として国家の税役を負担するといった点を考えると、そこには新制度と税(役)負担をめぐるさまざまなケースが想定される。それだけに、右は一応制度的にいえば、という限定をもつことになる。

ここで次稿以下との関連を頭において、家についての私見を最小限必要と思う範囲で述べておく。漢魏晋南北朝において使用される家の語はさまざまな内容をもっている。その若干を雑然とあげてみると、小宗集団のうちの親兄弟集団(ここでは親兄弟は終世同居共財の關係にある)を示すもの、単に男系の血縁者(極めて疎遠なものを含む)ということだけを示し、そこには同居共財が全然問題となっていないもの、非血縁者集団が単に共財であるということだけでいわれるもの、同居共財か否かを問題とすることなく、ただ従兄弟集団であるということだけを物語っているもの、などがある。しかし、家のなかで最も重要なのは男系の同居共財を基本条件とする家と、国家権力の民衆把握の単位としての家とである。前者の家としては、夫婦のつくった家がその死亡後その子である兄弟それぞれを父とする家に分裂し、そうした家がまたその父(母)の死亡後その子である兄弟それぞれを父とする家に分裂するという形をくり返して行くのが基本的なものである。こうした形態は蓋しすでに漢時代にはほぼ定まっていたことであらう。(以下、こうした家を「家」という)ただし、現実にはそれに傍系親を含むものなどもあった。一方、後者の家としてはいろいろなものがあるが、夫婦を単位とするもの、家長制的構成をもつもの、戸籍制度上の戸 \parallel 家(兄弟が終世にわたって構成するが、その全員の同居共財は現実には要求されていない)。(以下、こうした家を戸 \parallel 家という)を単位とするものが、一応それを代表する。この重要なことは、国家が何故それを民衆把握の単位としたのかということであるが、そこには国家がいかなる(儒教的)イデオロギーによって民衆を支配しようとしたのかということ、民力涵養とからんでどの程度の家を基準としようとした

のかということ、税徴収にあたりどのような形で民衆を把握するのが最も有効であるかということ、などが、そのなかの一つあるいは複数のものを優先する形で複雑にからみあっている。それだけに（通常）さきに一応代表としてあげた三つの形は互に他を排除する形では作用せず、同時に二つあるいは三つ全部が機能することもある。

ここで問題を戸籍上の戸Ⅱ家と「家」との関連に絞って考えてみよう。漢時代における前者の出現には当時の（儒教的）イデオロギーが影響していると思われるが、それからんで「兄弟の相互扶助による窮乏防止―流亡化防止」が現実の問題として存在していたことが考えられる。ところで、国家権力による収奪の対象となる一般民衆にとっては、いかにして税役負担を軽くするかということが現実の関心事で、国家権力のかかげるイデオロギー、理念やその変遷といったことはさして問題でなかったであろう。民衆が税役負担のなかで生きて行くための大きい「抵抗手段」は戸籍偽造であるが、その現われかたは実にさまざまである。免役の特権をえたと偽りその「特権」をおしだすこともその一つであるが、（北斉に現われたように）未婚の男子に夫婦の税の半ばしかかけないようにすると、戸Ⅱ家に無妻のものがふえたというのもその一つである。また、税役制と他の社会情勢との関連において、戸籍上の戸Ⅱ家の構成員を厖大にすることもある。さて、太和十年の新税制制定時には、旧税役制とのかかわりあいによって戸Ⅱ家には、一般にかなり多くの構成員がいたと推測される。新税制は戸Ⅱ家と夫婦（の家）とを対象とするが、とくに戸Ⅱ家対象のものは（一般的にいて）重税である。これは当時の戸Ⅱ家の構成員数との関連において理解すべきであろう。ところで、とくに戸Ⅱ家対象の重税は以後民衆生活を圧迫し、恐らく間引きなどによる人べらしや栄養不良による夭折、子女売却などのためであろうが、現実には戸Ⅱ家の構成員がへっていったことが考えられる。また、そこには夫婦対象の税をへすための戸籍偽造も盛んとなったことであろう。（彼らは最後の手段としては流亡する。）こうして、国家の把握する戸Ⅱ家の戸口比は、現実面と偽造が行なわれるという作偽面とが相加わって、次第に小さくなったことであろう。それは西魏に見られるような夫婦対象のみの税が主体となる大きい原因となったことであろう。しかし西魏にあっても、資産による戸の品等づけが行なわれるとすれ

ば、戸の品等を引き下げるべく戸籍偽造を行ない、一夫婦だけの戸Ⅱ家が多くなる(例えば、本来一つの戸Ⅱ家を構成すべきいく組かの夫婦が、それぞれ戸Ⅱ家を構成すべく戸籍を偽造し、それと同時に本来一つであるべき資産を分割した形をとる)といったことも想定できる。そうしたものであるだけに、巨視的にとりあげた際、国家の政策とくに税役制度は、社会的実態としての「家」にも影響を与えるが、それよりもはるかに大きくかつ深刻に、戸Ⅱ家の人的構成に影響を与える。(その影響がさらに逆に国家の政策を規制することも生ずる。)(おそくとも唐になると、戸籍制度上の戸は、前者の「家」と同じになる。その際、巨視的にみて、民衆の生活が向上したこと、国家が民衆の救乏化を防ぐべき手段をとったことが関連する。)要するに、戸Ⅱ家の現実の人的構成の大小、様態と「家」の人的構成の原理とは必ずしも直接的全面的には相応じないのである。

む す び

本稿は北魏の均田制の諸問題を網羅的にとりあげたのではなく、そのうちの若干を制度を中心としてとりあげたものである。いま本稿で述べたこと、述べようとしたことの要点を示すところのようになる。

(一)北魏の土地制度としての均田制は、まず国有田を対象とするところに源をもち、私有田をその対象に含むようになって成立した。魏書李安世伝の均田之制は国有田と私有田との両者を対象としている。

(二)(李安世伝にいう)均田之制(均田制)の制定は太和十年の三长制制定よりもあとであるが、太和十四年よりあとということが推測できるだけで、その具体的な年次ははっきりしない。しかし、恐らく太和十四年からしばらくしてのことであろう。

(三)均田制にあつては、桑を産し絹をつくる「寛郷」を例にとつていえば、男子の場合、十五歳になると、穀類をうえる田土として、(もともと)国有田である、露田としての(正田、倍田、三易田をそれぞれ四十畝、桑棗榆をう(種)える田

土（種田）として国有田二十畝が給されることになる。

(四)もとも私田である桑田（この桑田の名称は桑を産し絹をつくるため桑をうる地方にある田土、という意味に出たもの）には、穀物をうえていた田土と桑（など）をうえていた田土とあるが、ともに永業田として還受の対象にはならない。（均田制制定時その所有は無制限に認められたと考えられる。）ところで、前者の場合、それが四十畝までであるとそのものの倍田四十畝に、それと同じ額だけ充当される。（桑田分だけ倍田を受ける額がへる。）ただし、四十畝をこえてもそれが正田（三易田）に充当されることはない。後者の場合、そのうちの二十畝までが「種田」に充当され、二十畝に不足なら不足分だけ「種田」を授けられる。「種田」がないときには、そのうちの二十畝だけは売ることができないが、二十畝に不足分は買いたせる。二十畝もついているとそれ以上買うことはできない。

(四)麻田は麻を産する地方の国有田で、麻と穀類とをうる。麻を産する地方と桑を産し絹をつくる地方とは、一丁男あたりの支給国有田総額が大きく違っている。それは北魏の均田制でもともと耕作田額と税額とが対応しないという観点から理解すべきである。（西魏の麻田はこの麻田の名残りである。）

(六)夫婦対象の調（税）は太和十年の新税制制定時（すなわち均田制制定時以前）に生じている。しかしそれは調が夫婦対象の均額のものに一本化されたのを意味しない。旧来通り（戸籍制度上の）戸対象のものもあった。ただし、旧来戸対象の調は資産対応のものであったが、新税制では均額のものとなったと考えられる。新税制下、戸対象均額のものの方が夫婦対象のものよりも一般民衆を苦しめたようである。

(七)北魏の均田制は全国の全土を対象とするものであるが、そこには旧来の私有田（絹を産する土地でいえば桑田）の「所有」権は、いろいろな制約を加えられてはいるものの、依然として存続していた。これは均田制が大土地所有者の団結した大きい抵抗を受けることなく施行された背景をなすと考えられるが、そのことは他面、均田制が恐らく窮極の目的としたところ―天下の国土の把握ひいてはそれを通じての人々の把握―を始めから形骸化する要素を孕んでいたのを察せ

しめるものである。

(A)私有田と国有田の一部(「種田」とはともに永業田であるとされている。この際、その永業は一種の用益権で永業というものの自体その用益権の性格を示していると考えよう。そこには国家が最高の地主であるという理念のあることが想定される。(私有田の所有権はそうした観点からすれば用益権になるわけである。)(国有田には非永業田⇨還受田もあるが、この還受もまた一種の用益権で、還受というものの自体その用益権の性格を示していると考えよう。)

なお、筆者は、北朝の均田制に関しては、制度を中心としたものとして、他に「北魏における三長制の制定をめぐって(仮題)」、「西魏・北齊・北周の均田制をめぐって(仮題)」の二稿を将来発表する予定である。北朝史の全体像のなかにおける均田制についての私見を述べるのはそのあとのこととする。

註

- (1) 本稿でとくに参照した論文は、堀敏一氏、「北魏の均田法規をめぐる諸問題」(東洋文化研究所、同氏、「均田制の成立(上)・(下)」(東洋史研究第二十(四巻第一・二号)、松本善海氏、「北魏における均田・三長兩制の制定をめぐる諸問題」(東洋文化研究所、同氏、「均田制の成立元佑氏、「中国経済史研究」、池田温氏、「均田制—六世紀中葉における均田制をめぐって—」(古代史講座8)、松永雅生氏、「北魏の官吏俸祿制の実施と均田制(その1)」(福岡女子短期大学研究)、天野元之助氏、「後魏の均田制」(松山商大論集)第八巻第三号)などである。(計口受田関係のものは他の機会にとりあげる。)
- (2) 魏書 卷五十四 高閼伝に見える太和十四年秋の高閼の上表は、太和十一年秋のもの誤りである(「北魏における均田・三長」が、そこには当時すでに北方民族を対象として土地の分給があったのが察せられる。)
- (3) 増村宏氏、「宋書王弘伝の同伍犯法の論議」(鹿児島大学文理学部研究紀要「文」)参照。
 なお、当時、abcdとある句において、aがdにかかりbがcにかかることがある。「盜制・同伍犯」とあるのは、あるいは王弘の試案が「同伍犯・盜制」の順になっていたため、それが右のa、dのような形となって現われたものかも知れない。(しかし、ついで「同伍犯・盜制」の順になったのは、本文でふれた通りである。)

- (4) 拙稿、「秦の商鞅の変法をめぐって」(社会経済史学第 三十七卷第四号) 参照。
- (5)・(6) 前掲、「北朝の均田法規をめぐる諸問題」参照。
- (7) 別稿、「西魏・北齊・北周の均田制をめぐって(仮題)」
- (8) 前掲、「北魏の官吏俸祿制実施と均田制(その1)」参照。
- (9) 別稿、「北魏における三長制の制定をめぐって(仮題)」
- (10) この違いは、本稿で論ずる限りにおいてさして重要でない。
- (11) 前掲、「北魏における均田・三長面制の制定をめぐって」参照。
- (12) 戸籍制度については、拙稿、「漢時代の戸と家―主として戸籍制度面からみた―」(史学雑誌第七十八編第八号) 参照。
ただし、同稿は改訂すべき部分が二、三ある。
- (13) 滋賀秀三氏、「中国家族法の原理」参照。

On the Chun-t'ien System of Pei- Wei Period

Shigeaki OCHI

This article primarily intends to reexamine the character of sang-t'ien 桑田 in the Chün-t'ien System of Pei-Wei, and to elucidate that was an equal tax on every family (in the census register system) when the Chün-t'ien System was enforced in Pei-Wei.

Formerly the sang-t'ien was regarded as the public land (the land owned by the state) assigned in order to plant mulberries. But I think the sang-t'ien was the private land in the regions where mulberries were planted and silk was produced. Sometimes the sang-t'ien meant those parts of the public land which were delivered in order to plant mulberries. The Chün-t'ien System of Pei-Wei was enforced to these private lands too. It was the land system applied to all cultivated lands of the whole country. Such a system was applied to the private land as well as to the public land, but the private ownership of land was sanctioned by a fairly large margin even after the enforcement of the system. This was the reason why the system could be enforced without resistance of powerful clans. At the same time the intention of the state power to seize the people by means of land was made obscure.

Formerly the equal tax on every married couple was regarded as the fundament of the tax under the Chün-t'ien System. But we must not neglect that besides there was an equal tax on every family. This equal tax was the far greater tax which disterrred the general public. Therefore the family tax was one of the causes of decreased population.